

7・2 ILO 海上労働条約

平成 28(2016)年 2 月に開催された第 2 回国際労働機関(ILO)特別三者委員会において船上の健康及び安全の保護ならびに災害の防止に関する第 4.3 規則、更に海上労働証書の有効性を有効期間満了日から 5 か月間延長できるようにする第 5.1 規則を見直す改正条約が採択されていたが、同改正条約は 6 月 9 日に開催された第 105 回 ILO 総会で承認された。

また「遺棄船員に対する未払い賃金および送還に関する金銭的補償制度の確保」、および「職業上の負傷、疾病、危険を要因とする障害や死亡時の金銭的補償制度の確保」のために第 2.5 規則(送還)ならびに第 4.2 規則(船舶所有者の責任)を改定する平成 26(2014)年改正条約が平成 29(2017)年 1 月 18 日に発効した。我が国においては国内法の整備が完了するまでの間、同条約の受諾を延期する措置を採っている。